

公募委員の選考基準について

瑞穂市都市計画審議会公募委員選考基準 別記様式（第5条関係）

(1) 選考審査会は、委員の選考に当たって、提出された瑞穂市都市計画審議会公募委員応募用紙及び小論文において、次の(2)評価項目及び評点に従い採点し、公募委員を選考する。

(2) 評価項目及び評点

応募用紙 に関する評価項目	評 点
まちづくり等に関連する職歴や経歴はあるか	5 4 3 2 1
地域活動やボランティア活動等に積極的に参加しているか	5 4 3 2 1
活動内容等に片寄りがなく、幅広い識見を有しているか	5 4 3 2 1
応募動機が趣味や利益等を目的としたものになっていないか	5 4 3 2 1
自由意見等から市政への参画意欲が感じられるか	5 4 3 2 1
小論文 に関する評価項目	評 点
まちづくりに対する理解や熱意が感じられるか	5 4 3 2 1
まちづくりに関して基本的な知識を有しているか	5 4 3 2 1
まちづくりを推進するために、経験等に基づいた問題意識を持っているか	5 4 3 2 1
客観的な視点で問題を捉え、理論的に分かりやすく自分の考えを記述しているか	5 4 3 2 1
市民の立場から建設的な意見が述べられているか	5 4 3 2 1
合 計 点	点/50点

【配点基準】

評 価	点 数
とても良い	5点
良い	4点
普通	3点
やや不適である	2点
不適である	1点

(3) 採点方法

ア. (2) の評価項目及び評点を 50 点満点により採点し、その得点順位の高い者から選考する。

イ. 採点合計が満点の 50 パーセント未満 (25 点未満) の者については、委員として選考しない。